

議案第 79 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を別紙のように定める。

平成 30 年 12 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 41 号)が平成 29 年 5 月
31 日に公布され、専門職大学の制度化に係る規定が平成 31 年 4 月 1 日から施
行されることに伴い関係する条例を整備するため、本条例案を提出するもので
ある。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例

(箱根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第 1 条 箱根町職員の自己啓発等休業に関する条例(平成 20 年箱根町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

(箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年箱根町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(箱根町水道法施行条例の一部改正)

第 3 条 箱根町水道法施行条例(平成 24 年箱根町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第 4 号中「卒業した後」を「卒業した(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後」に改め、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第 5 号中「の卒業者」を「に規定する卒業した者」に改める。

(箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第 4 条 箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 6

年箱根町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条第 6 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、「卒業した後」を「卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後」に改め、同条第 7 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、「卒業した後」を「卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(箱根町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の箱根町職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 41 号)による改正前の学校教育法(以下この項において「旧学校教育法」という。)第 104 条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第 83 条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第 91 条に規定する専攻科及び旧学校教育法第 97 条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。